

○奈良県食品衛生法施行細則

昭和五十年四月一日

奈良県規則第一号

〔食品衛生法施行細則〕をここに公布する。

奈良県食品衛生法施行細則

(平一六規則三七・改称)

食品衛生法施行細則(昭和二十四年二月奈良県規則第五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)の施行に関しては、法、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「省令第五十二号」という。)及び奈良県食品衛生法施行条例(平成十二年三月奈良県条例第三十八号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平一二規則七〇・一部改正)

(検査命令に基づく検査)

第二条 令第五条第二項に規定する申請書は、検査申請書(第一号様式)とする。

2 令第五条第三項の規定による試験品の採取に係る採取量は、別表第一のとおりとする。

(平三規則五八・旧第七条繰上、平一〇規則二三・平一五規則一〇・平一六規則三七・令三規則二・一部改正)

(食品衛生管理者の選任等)

第三条 法第四十八条第八項の規定による届出は、食品衛生管理者選任(変更)届(第二号様式)により行うものとする。

(令三規則二・全改)

(営業施設基準)

第四条 条例別表第一第四号カ(1)及び別表第二第四号の飲用に適する水は、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)に規定する食品製造用水に係る規格に適合するものとする。

2 条例別表第一第六号エの規則で定める要件は、別表第二のとおりとする。

3 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業で自動車において営業をする場合に係る条例別表第一第六号クの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例別表第一(第四号エ、ク、サ及びタ並びに第六号を除く。)の基準を満たすこと。
- 二 次に掲げる営業の区分に応じ、一日の営業においてそれぞれに定める量の水を供給し、かつ、排水を保管することができる貯水設備を有すること。

ア 簡易な営業 約四十リットル

イ 大量の水を要しない営業 約八十リットル

ウ 大量の水を要する営業 約二百リットル

(平一二規則七〇・全改、平一四規則五二・平一六規則三七・平二一規則五〇・平二四規則六三・平二七規則七八・令二規則五七・令三規則二・一部改正)

#### 第五条 削除

(平一二規則七〇)

(営業の許可の申請等)

第六条 法第五十五条第一項の許可(以下「営業許可」という。)の申請及び法第五十七条第一項の規定による届出(以下「営業の届出」という。)は、営業許可申請書・営業届(新規、継続)(第三号様式)により行うものとする。

(令三規則二・全改)

(営業許可証等の交付)

第七条 知事は、営業許可をしたときは営業許可証(第四号様式)を、営業許可を拒否する処分をしたときは営業不許可通知書(第五号様式)を交付するものとする。

(平三規則五八・追加、平七規則二七・平一六規則三七・令三規則二・一部改正)

(営業許可証の掲示)

第八条 営業許可を受けた者は、営業許可証を当該施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平三規則五八・追加)

(営業許可の有効期間)

第九条 営業許可の有効期間は、次の表の上欄に掲げる別表第三の基準に係る査定項目に適合した数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

査定項目に適合した数	営業許可の有効期間
〇～五項目	五年
六～十項目	六年
十一～十五項目	七年
十六～二十項目	八年

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる営業に係る営業許可の有効期間は、五年とする。
- 一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業(露店形態の営業をする場合に限る。)
  - 二 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業及び同条第九号に規定する食肉処理業(自動車を利用して営業をする場合に限る。)
  - 三 令第三十五条第二号に規定する調理の機能を有する自動販売機(屋内に設置され、かつ、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- 3 前二項の有効期間は、知事が必要と認めるときは、一年を超えない範囲内で延長することができる。

(平七規則二七・追加、平一〇規則二三・平一二規則七〇・平一四規則五二・令三規則二・一部改正)

(営業の許可申請事項等の変更届)

第十条 施行規則第七十一条の規定による変更の届出は、営業許可申請書・営業届(変更)(第六号様式)により行うものとする。

- 2 営業許可を受けた者が前項の届出をする場合であつて、当該変更が営業設備に係るものであるときは、同項の届出書に当該変更箇所を示す図面を添付しなければならない。

(平三規則五八・旧第十二条繰上・一部改正、平七規則二七・旧第九条繰下・一部改正、平一六規則三七・令三規則二・一部改正)

(営業許可証の書換え)

第十一条 営業許可を受けた者は、営業許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、営業許可証の書換えを受けなければならない。

- 2 前項の規定による書換えの申請をしようとする者は、営業許可証書換え交付申請書(第七号様式)に営業許可証を添えて、知事に提出しなければならない。

(平七規則二七・追加、令三規則二・一部改正)

(営業許可証の再交付等)

第十二条 営業許可を受けた者は、営業許可証を破り、汚し、又は失つたときは、営業許可証の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定による再交付の申請をしようとする者は、営業許可証再交付申請書(第八号様式)に破り、又は汚した営業許可証を添えて、知事に提出しなければならない。

- 3 第一項の規定により営業許可証の再交付を受けた者が失つた営業許可証を発見したと

きは、直ちに、これを知事に返納しなければならない。

(平七規則二七・追加、令三規則二・一部改正)

(地位の承継)

第十三条 法第五十六条第二項(法第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、地位承継届(第九号様式)により行うものとする。

(令三規則二・追加、令五規則一五・一部改正)

(廃業の届出)

第十四条 施行規則第七十一条の二に規定する届出書は、営業許可申請書・営業届(廃業)(第十号様式)とする。

2 営業許可を受けた者が前項の届出書を提出する場合は、営業許可証を添付しなければならない。

3 営業許可を受けた者又は営業の届出をした者が死亡し、又は解散したとき(法第五十六条第一項の規定による地位の承継があつたときを除く。)に行う第一項の届出は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七条の規定による死亡の届出義務者又は清算人(法人の解散が破産によるものである場合は、その破産管財人)が行うものとする。

(平三規則五八・旧第十三条繰上・一部改正、平七規則二七・旧第十条繰下・一部改正、平一四規則五二・平一六規則三七・一部改正、令三規則二・旧第十三条繰下・一部改正)

(経由)

第十五条 法、令、施行規則、省令第五十二号、条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書等は、営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

(平三規則五八・旧第十七条繰上、平七規則二七・旧第十四条繰下、平一二規則七〇・平一四規則五二・一部改正、平二四規則六三・旧第十七条繰下、令三規則二・旧第十八条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定に基づく申請その他の行為は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に法第二十一条第一項の規定による営業の許可を受けている者に係る営業施設の基準については、昭和五十年十一月三十日までは、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一(第二条関係)

(平三規則五八・平一四規則五二・平一六規則三七・令三規則二・一部改正)

一 食品

検査項目	包装形態	ロットを形成する製品数	検体を採取すべき製品数	検体採取量(キログラム)	検体数
添加物(均一に分布するものに限る。)	特定せず	一以上	一	〇・三	一
添加物(均一に分布するものを除く。)	特定せず	五十以下	二	〇・三	一
		五十一以上五百以下	三	〇・三	一
		五百一以上三千二百以下	五	〇・三	一
		三千二百一以上	八	〇・三	一
微生物	特定せず	百五十以下	三	一	一
		百五十一以上千二百以下	五	一	一
		千二百一以上	八	一	一

二 添加物

法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物(タール色素を除く。)

ロットを形成する製品ごとに必要最小量(ロットを形成する最大の量は、三百キログラム(製造の工程及び方法等からみて公衆衛生上支障がないと認められる場合はこれを上回る量とすることができる。))とする。)

三 器具

1 食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器

(一) 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によつて製造されたもの

ロットごとに 三個

(二) (一)以外の焼成窯によつて製造されたもの

ロットを形成する製品数	試験品の数量
八百個以下	三個
八百一個以上千三百個以下	五個
千三百一個以上三千二百個以下	七個
三千二百一個以上八千個以下	十個
八千一個以上	十五個

2 フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器

ロットを形成する製品数	試験品の数量
八百個以下	三個
八百一個以上千三百個以下	五個
千三百一個以上三千二百個以下	七個
三千二百一個以上八千個以下	十個
八千一個以上	十五個

別表第二(第四条関係)

(令三規則二・全改)

- 一 屋根を設け、調理又は加工をする設備にほこりが入らない構造であること。
- 二 清掃、洗淨及び消毒(以下「清掃等」という。)を容易に行うことができる構造であること。
- 三 作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる照明設備を必要に応じて有すること。
- 四 次に掲げる営業の区分に応じ、一日の営業においてそれぞれに定める量の水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水又は飲用に適する水を供給し、かつ、排水を保管することができる貯水設備を有すること。
  - ア 調理又は加工に水を使用する営業 約四十リットル
  - イ ア以外の営業 約二十リットル
- 五 従業者の手指の洗淨及び消毒をする装置を備えた流水式手洗い設備を有すること。
- 六 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。

- 七 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる設備を有すること。
- 八 次に掲げる要件を満たす廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備を有すること。
- ア 不浸透性の材料で作られていること。
  - イ 十分な容量を備えていること。
  - ウ 清掃がしやすいこと。
  - エ 汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- 九 食品の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備(以下「機械器具等」という。)は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。
- 十 作業に応じた機械器具等を備え、食器は、原則として使い捨てのものであること。
- 十一 食品に直接接触れる機械器具等は、耐水性の材料で作られ、洗浄が容易であり、及び熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- 十二 冷蔵、冷凍等を行う設備には、温度計を備えること。
- 十三 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要数備えること。

別表第三(第九条関係)

(平七規則二七・追加、平一二規則七〇・旧別表第五繰上、令三規則二・旧別表第四繰上)

- 一 建物  
鉄骨若しくは鉄筋コンクリート、石材、ブロック又はれんが造りであること。
- 二 天井  
コンクリート、モルタル、タイル又はステンレス等の耐蝕性金属材であること。
- 三 天井の高さ  
三メートル以上であること。
- 四 天井の構造  
パイプ等がすべて天井裏に収納され、天井面が平滑であること。
- 五 内壁  
コンクリート、モルタル、タイル又はステンレス等の耐蝕性金属材であること。
- 六 内壁及び床の構造  
内壁と床の接合部がR構造であること。この場合において腰壁があるときは、接合上部が四十五度以内の取付構造であること。

- 七 床及び腰張り  
コンクリート、モルタル、タイル又はステンレス等の耐蝕性金属材であること。
- 八 排水  
グリース・トラップが二室以上あること。
- 九 区画  
完全区画されていること。
- 十 空調設備  
機械による室温管理がされていること。
- 十一 採光  
作業面で二百ルクス以上であること。
- 十二 洗浄設備  
コンクリート、タイル、陶器又はステンレス等の耐蝕性金属材であること。
- 十三 保管設備  
コンクリート、石材、ブロック、れんが又はステンレス等の耐蝕性金属材であること。
- 十四 冷蔵又は冷凍設備  
コンクリート、タイル又はステンレス等の耐蝕性金属材で機械式であること。
- 十五 製造、加工、調理又は販売に係る施設  
コンクリート、タイル又はステンレス等の耐蝕性金属材であること。
- 十六 製造、加工、調理又は販売に係る施設の配置  
作業に適した十分な空間をもつた配置がされていること。
- 十七 手洗い設備  
部門ごとに適した設備であること。
- 十八 計器  
正常に作動する温度計又は計量器があること。
- 十九 汚物保管設備  
コンクリート、石材、ブロック、れんが又はステンレス等の耐蝕性金属材であること。
- 二十 給水  
水道法に規定する水道により供給される水であること。

第1号様式(第6条関係)

検 査 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所及び氏名

〔法人の場合にあつては、その名  
称、所在地及び代表者の氏名〕

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第26条第1項の規定により、検査を受けたいので、次のとおり申請します。

製 品 の 名 称		
製造所又は 加工所	名 称	(電話 )
	所 在 地	
製造又は加工の年月日		年 月 日
申 請 数 量		

添付書類 検査命令書の写し

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

整理番号：  
※届出者による記載は不要です。

殿

## 食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第8項の規定により届け出ます。（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であつて、内容が重複する項目（二重線枠内項目）は、記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：													
	電子メールアドレス：	法人番号：														
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)															
	届出者氏名 ※法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名 年 月 日生															
施設情報	施設の所在地 (ふりがな)															
	施設の名称、屋号、商号															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">令第13条に規定する食品又は添加物の例</td> <td>①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）</td> <td>⑤魚肉ハム</td> <td>⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）</td> </tr> <tr> <td>②加糖粉乳</td> <td>⑥魚肉ソーセージ</td> <td>⑨マーガリン</td> </tr> <tr> <td>③調製粉乳</td> <td>⑦放射線照射食品</td> <td>⑩ショートニング</td> </tr> <tr> <td>④食肉製品</td> <td colspan="2">⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）</td> </tr> </table>				令第13条に規定する食品又は添加物の例	①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）	⑤魚肉ハム	⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）	②加糖粉乳	⑥魚肉ソーセージ	⑨マーガリン	③調製粉乳	⑦放射線照射食品	⑩ショートニング	④食肉製品	⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）	
令第13条に規定する食品又は添加物の例	①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）	⑤魚肉ハム	⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）													
	②加糖粉乳	⑥魚肉ソーセージ	⑨マーガリン													
	③調製粉乳	⑦放射線照射食品	⑩ショートニング													
	④食肉製品	⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）														
食品衛生管理者情報	氏名	年 月 日生														
	住所															
	職名															
	職種															
	職務内容															
	選任（変更）年月日	年 月 日														
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面														
	(ふりがな)	電話番号														
	担当者氏名															

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

【表面：許可・届出共通】

整理番号：  
※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

### 営業許可申請書・営業届（新規、継続）

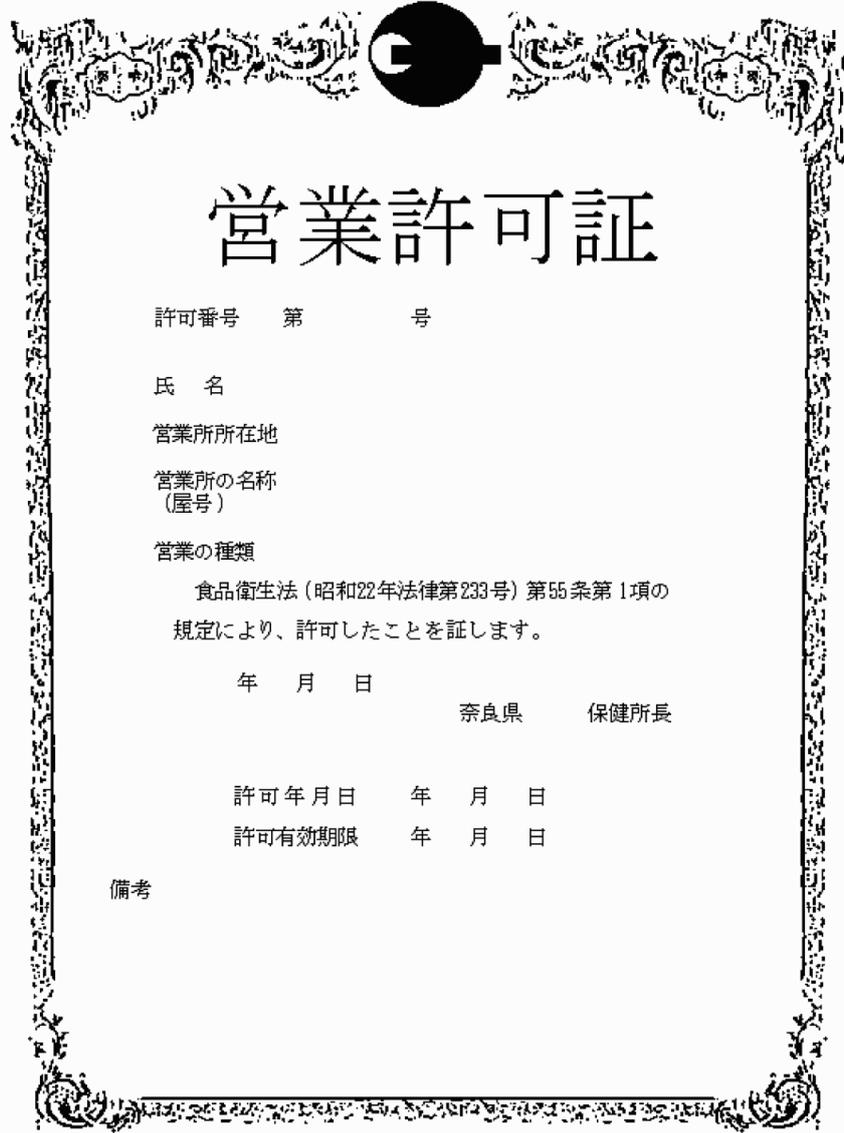
食品衛生法（昭和22年法律第233号）（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 <small>※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。</small>	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	<small>※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。</small> <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑨ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生責任者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		認定番号等	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合				
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				



# 営業許可証

許可番号 第 号

氏 名

営業所所在地

営業所の名称  
(屋号)

営業の種類

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の  
規定により、許可したことを証します。

年 月 日

奈良県 保健所長

許可年月日 年 月 日

許可有効期限 年 月 日

備考

第5号様式(第7条関係)

奈良県指令 第 号 営業不許可通知書		
氏名		
下記事項について、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定により申請の ありましたことについては、次の理由により許可しません。		
年 月 日 奈良県 保健所長		
営業許可申請の あつた 事項	申請事項	営業許可(新規・継続)
	申請年月日	年 月 日
	営業の種類	
	名称、屋号 又は商号	
	所在地	
不許可の理由		
この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、 この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良県知事に対して審 査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第1 39号)に基づき、この処分の通知を受けた日から6か月以内(通知を受けた日の翌日から起 算します。)に、奈良県を被告として(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事とな ります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であ っても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくな ります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をし た場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6 か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に提起しなければならないこととされ ています。		

第6号様式(第10条関係)

【表面：許可・届出共通】

※二重線枠内は、変更がある項目のみ記載してください。  
 ※変更がある項目は、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

整理番号：  
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第71条の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		認定番号等	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合				
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

第7号様式(第11条関係)

営業許可証書換え交付申請書 年 月 日			
奈良県 保健所長 殿		申請者 住 所 (電話 ) 氏 名 (法人にあつては、その名称、所在地及び 代表者の氏名) ( 年 月 日生)	
奈良県食品衛生法施行細則(昭和50年4月奈良県規則第1号)第11条第1項の規定により、 次のとおり営業許可証の書換え交付を申請します。			
営業所	名称、屋号 又は商号 所在地	(電話 )	
受付番号		営業許可番号及び許可年月日	営業の種類
	1	第 号 年 月 日	
	2	第 号 年 月 日	
	3	第 号 年 月 日	
	4	第 号 年 月 日	
	5	第 号 年 月 日	
変 更 し た 事 項			
変 更 の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	

内は、記入しないで下さい。

添付書類

現に受けている営業許可証

提示書類

変更の事実を証する書面

第8号様式(第12条関係)

営業許可証再交付申請書 年 月 日					
奈良県 保健所長 殿	申請者 住 所 (電話 ) 氏 名 (法人にあつては、その名称、所在地及び 代表者の氏名) ( 年 月 日生)				
奈良県食品衛生法施行細則(昭和50年4月奈良県規則第1号)第12条第1項の規定により、 次のとおり営業許可証の再交付を申請します。					
営 業 所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">                             名称、屋号 又は商号                         </td> <td style="width: 80%;">                             (電話 )                         </td> </tr> <tr> <td>                             所 在 地                         </td> <td></td> </tr> </table>	名称、屋号 又は商号	(電話 )	所 在 地	
名称、屋号 又は商号	(電話 )				
所 在 地					
受付番号	営 業 許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日				
1	第 号 年 月 日				
2	第 号 年 月 日				
3	第 号 年 月 日				
4	第 号 年 月 日				
5	第 号 年 月 日				
再 交 付 申 請 の 理 由					

内は、記入しないで下さい。

添付書類

破り又は汚した場合は、当該営業許可証

殿

### 地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（第56条第2項・第57条第2項）の規定により届け出ます。

※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所 (法人にあってはその所在地)		
	譲渡年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し等)		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図 <input type="checkbox"/> 同意書 (相続人が二人以上いる場合)		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

第10号様式(第14条関係)

【表面：許可・届出共通】

※太線枠内は、必ず記載してください。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

## 営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第71条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
	年 月 日生		
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 <small>※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する事業者を除く。</small>	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	<small>※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。</small> <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に属した	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
3			
	廃業年月日		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の例		<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取られたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング	
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 )				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

附 則(昭和五十一年規則第六八号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第四九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一条第一項の規定による営業許可を受けてふぐの処理を営業としている者に係る営業施設の基準については、昭和五十三年六月三十日までは、この規則による改正後の食品衛生法施行細則別表第四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成三年規則第五八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則の規定によりなされている申請その他の行為は、改正後の食品衛生法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一条第一項の規定による営業許可を受けて乳類販売業を営んでいる者に係る営業施設の基準については、平成三年六月三十日までは、改正後の別表第四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

- 4 保健所長に対する事務委任規則(昭和五十一年四月奈良県規則第五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成三年規則第二一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、

改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することができる。

附 則(平成四年規則第四六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に申請がなされている検査に係る手数料については、この規則による改正後の食品衛生法施行細則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成六年規則第四五号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第二七号)

- 1 この規則は、平成七年十一月二十四日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則第六条第一項及び第二項の規定により提出されている申請書は、第一条の規定による改正後の食品衛生法施行細則第六条第一項及び第二項の規定により提出されているものとみなす。

附 則(平成九年規則第七号)

この規則は、平成九年七月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第二三号)

この規則は、平成十年二月二十一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一六号)

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第五四号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第七〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第五二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第六条第一項の表第五号、第十五条から第十七条まで及び第二号様式から第十五号様式まで並びに附則第三項から第五項までについては、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一条第一項の規定による許可を受けている者に係る営業施設の基準については、平成十四年六月三十日までは、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際改正前の食品衛生法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の食品衛生法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。
- 5 この規則の施行の際現に保健所において確認されている食品衛生責任者については、改正後の第十五条の規定による届出がされたものとみなす。

附 則(平成一五年規則第一〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年八月二十九日から施行する。

(食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則の規定により現に提出されている届出書は、同条の規定による改正後の食品衛生法施行細則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成一六年規則第三七号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中第三条第一項第一号及び第二号並びに第四条の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則(以下この項から第四項までにおいて「改正前の細則」という。)の規定により交付されている許可証等で現に効力を有するものについては、同条の規定による改正後の奈良県食品衛生法施行細則(以下この項から第五項までにおいて「改正後の細則」という。)の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の細則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の細則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の細則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の細

則の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。

- 5 平成十七年三月三十一日までの間は、改正後の細則第三条第一項第一号中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは、「有機物等」とする。

附 則(平成一七年規則第二八号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五五号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第五〇号)

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第六三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第七八号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第八〇号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第五七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から起算して一年間は、この規則による改正前の奈良県食品衛生法施行細則(以下「旧規則」という。)第三条の規定は、なお効力を有する。
- 3 この規則の施行の際旧規則の規定による用紙で現に残存するものは、この規則による改正後の奈良県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。

附 則(令和二年規則第三一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第二条の規定による改正前の食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第百二十三号)第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第百二十九号)第三十五条各号の営業を行う施設に係るこの規則による改正前の奈良県食品衛生法施行細則(以下「旧規則」という。)第四条に規定する基準については、当該許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている許可証等で効力を有するものについては、この規則による改正後の奈良県食品衛生法施行細則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている書類は、新規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(令和五年規則第一五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県食品衛生法施行細則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の奈良県食品衛生法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

第1号様式(第6条関係)

(平3規則58・旧第3号様式繰上・一部改正、平16規則37・令3規則64・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(令3規則2・全改)

第3号様式(第6条関係)

(令3規則2・全改、令5規則15・一部改正)

第4号様式(第7条関係)

(平7規則27・追加、平14規則52・平16規則37・平27規則78・一部改正、令3規則2・旧第7号様式繰上・一部改正)

第5号様式(第7条関係)

(平7規則27・追加、平14規則52・平16規則37・平17規則55・平28規則80・一部改正、令3規則2・旧第8号様式繰上・一部改正)

第6号様式(第10条関係)

(令3規則2・追加)

第7号様式(第11条関係)

(平7規則27・追加、平10規則23・平10規則16・平14規則52・平16規則37・平24規則63・一部改正、令3規則2・旧第10号様式繰上)

第8号様式(第12条関係)

(平7規則27・追加、平10規則23・平10規則16・平14規則52・平16規則37・平24規則63・一部改正、令3規則2・旧第11号様式繰上)

第9号様式(第13条関係)

(令5規則15・全改)

第10号様式(第14条関係)

(令3規則2・追加)